

2026年2月27日

債権者各位

東京都港区赤坂八丁目4番14号
ブロードメディア株式会社
代表取締役 橋本 太郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するブロードメディア・スタジオ株式会社（住所：東京都中央区月島一丁目14番7号）に対して当社のスタジオ・プロダクションとしての制作事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以 上